

地方独立行政法人西都児湯医療センターの 安定した運営を図るための救急医療体制の充実を求める決議

西都市議会は、平成21年3月25日「西都医師会病院の充実に関する決議」を全会一致で決議している。その決議において、「西都医師会病院（旧西都市西児湯医師会立西都救急病院）は昭和55年12月に西都市及び児湯郡からなる「西都児湯医療圏」の中核病院として誕生した。同病院は西都市が建設し、西都西児湯医師会が運営をする公設民営の病院で、365日24時間体制で一次及び二次救急患者を受け入れる救急病院として地域に密着した医療体制を構築している。以来、30年近くにわたり西都市民はもちろんのこと児湯郡内住民の多くの命を救ってきた。その果たしてきた役割は非常に大きく地域住民が安心して毎日を暮らしていく上において、なくてはならない存在である。」と述べている。一次救急と二次救急の連携、ここに西都市民が求める「救急医療の原点」がある。

橋田市長は市議会において、「西都医師会病院の設立の精神は医療センターの運営にも活かされるもの」との見解を述べられている。中期目標においても「地域にとって不可欠な初期救急医療体制を確実に維持すること、対応が困難な救急医療については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと」と連携による救急医療体制の確保を明記している。

脳神経外科等の手術が出来ないことをもって、医療センターの理事長の解任問題、さらには医療センターの中期目標や中期計画が定められない異常な状態が起きていることは極めて問題である。現状において、脳神経外科の手術が出来ないことは事実であるが、医療センターにおいて二次救急医療が確実に行われていることは橋田市長も認める通りである。また、医療センターの赤字を問題にされるが、しかし、その赤字を西都市が負担することは決まっていはいない。このことについて橋田市長は、議会の答弁で「地方独立行政法人西都児湯医療センターは公営企業型地方独立行政法人に該当するので、原則として夜間急病センターなどの不採算事業を除いては独立採算制となっている。このことから、医療センターが赤字経営となった場合にすぐに西都市が赤字の負担をしなければならないとは考えていない。令和2年度の赤字については、西都市は負担しておらず、法人が剰余金の処分により処理されていると認識している」と答弁されている。

では、現濱砂理事長体制によって、医療センターは経営及び医療体制が危機に直面しているのか。そんなことはありません。医療センターは、宮崎大学の協力のもと、この4月からは内科の常勤医師が着任され、脳神経内科の診療科も増やされるなど、年々医療体制の充実が図られている。

理事長は「医療は患者様のために存在する」との基本理念のもと公的病院の役割を果たされること、コロナ感染症における対応など公的医療機関としての役割を果たされている。

令和元年度の体制に戻すことを求める意見があるが、それなら、橋田市長が選挙で公約した脳神経外科医の復帰について、直ちに約束を果たすべきである。市民は、公的医療機関である医療センターの運営が、いかなる理由でも混乱することは望んでいない。

よって、西都市議会は、西都市に救急病院が設立された救急医療の原点に立ち、現濱砂理事長のもと、「三位一体」による医療センターの安定した運営を図るため、市民が求める一次救急と二次救急の切れ目のない提供による救急医療体制の充実を求めるものである。

以上決議する。

令和4年3月18日